

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月14日
【会社名】	工藤建設株式会社
【英訳名】	KUDO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井 研児
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年9月30日に提出いたしました第53期（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所には下線_____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当するため、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社が受注した工事の原価を検証している過程において、原価を過少計上していた工事が判明したほか、工事原価を別の工事原価として計上(原価の付替え)しようとしていた事案が判明いたしました。

そのため当社では、これらの不適切な原価管理が行われていたことを重く受け止め、2025年1月7日に開催した取締役会において、本事案の事実関係、類似事象の有無の確認、原因分析及び再発防止策の検討等を行うことを目的として、社内調査委員会を設置し調査を開始いたしました。

調査委員会による調査の結果、過年度の不適切な会計処理で重要なものとしては、協力会社との下請け取引のうち、2024年6月期(53期)において竣工している2つの工事案件について原価の計上漏れ、両工事間での付替え及び他の工事への付替えがあった事実等が判明いたしましたので、完成工事原価の計上漏れ、付替えにより過大又は過少に計上されていた「完成工事高」、「完成工事原価」の金額を修正するとともに、関連する「完成工事未収入金」、「工事未払金」等の残高を修正しました。

明らかになったこれらの不適切行為は、建設事業部長と部下のコミュニケーション不足、経営管理部の役職者に対する研修不足、過去の失敗から組織として学ぼうとする姿勢の欠如、管理職及び有資格者の不足、経営陣のメッセージの不浸透、横のつながりにけるコミュニケーション不足、内部統制上の問題(システムにおける自己承認の禁止や経営管理部による契約締結何や請求・支払フローにおけるチェック及び牽制機能の欠如等)があったと認識しております。当社は内部統制の不備が、結果として財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の開示すべき重要な不備が、当事業年度までに是正されなかった理由は、これらの事実の特定が当事業年度以降となったためであります。

また、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書において適正に訂正しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識しており、上記の開示すべき重要な不備を是正するために、以下の通り再発防止策を推進する方針であります。

- (1) 組織文化の見直しと役職員の意識改革
- (2) 内部統制強化に資する人材の確保、人材育成
- (3) 社内規程・システムの整備と業務プロセス改革による相互牽制機能の強化
- (4) バランスの高度化に向けた取締役会・各会議体の体制整備及び実効性確保
- (5) 内部通報制度の活性化に資する周知と教育

以上